

平成 26 年 11 月 21 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

がん対策推進協議会
会長 門田 守人

がん対策における番号制度の活用に関する意見書

平成 18 年に成立したがん対策基本法に基づき、同 19 年 6 月にがん対策推進基本計画が策定され、同 24 年 6 月には計画の見直しが行われました。がん対策推進協議会では、この基本計画に基づき、「がんによる死亡者の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を全体目標としたがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、がん医療をはじめとした分野別施策等について協議しております。

特に重点的に取り組むべき課題として、「放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」、「がん登録の推進」、「働く世代や小児へのがん対策の充実」が挙げられ、がん対策推進協議会では、今後のがん対策の方向性について議論をしてきました。その中で、特にがん登録推進法に基づく全国がん登録における複数の罹患情報や死亡情報との突合作業の効率化等、また、小児がん経験者の長期間にわたっての診療情報の管理等の分野で、個人情報を守られた範囲での医療分野における番号制度の利用が期待されております。

今後更なるがん対策を進めていくため、がん対策推進協議会として下記の通り意見を提出いたします。

記

医療分野における番号制度の検討に当たっては、機微な情報を扱う医療分野の特性や個人情報保護等の課題に十分に配慮した上で、医療連携や研究等を含むがん対策においても活用できる番号制度となるよう積極的にご検討いただきたい。

以上